

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和6年5月1日

丸 森 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				丸森地区	該当なし	令和6年度～令和10年度	丸森地区環境美化保全会
○				丸森地区	該当なし	令和6年度～令和10年度	上滝地区資源保全会
○				金山地区	該当なし	令和6年度～令和10年度	長根田林農村環境を守る会
○				金山地区	該当なし	令和6年度～令和10年度	南新田農地資源保全会
○				大内地区	該当なし	令和6年度～令和10年度	大内佐野集落協定
○				大内地区	該当なし	令和6年度～令和10年度	伊手地区農地保全会
○				館矢間地区	該当なし	令和6年度～令和10年度	一区東農地保全会
○				館矢間地区	該当なし	令和6年度～令和10年度	一区西農地・水保全会
○				館矢間地区	該当なし	令和6年度～令和10年度	二区東農地保全会
○				館矢間地区	該当なし	令和6年度～令和10年度	上水保全会
○				館矢間地区	該当なし	令和6年度～令和10年度	山田農地・水保全会
○				金山地区	該当なし	令和6年度～令和10年度	西新田第一保全会
○				小斎地区	該当なし	令和6年度～令和10年度	小斎保全隊広域協定